平成２２年（フ）第７２号
沖縄県那覇市字田原６番地　エヴァーグリーン103
債務者　長命三千男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７３号
沖縄県那覇市字田原６番地　エヴァーグリーン103
債務者　長命美枝子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３７３５号
名古屋市名東区小池町446番地　音楽の館リエット204号
債務者　佐々木信允
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１号
名古屋市千種区吹上２丁目２番17号　明治第２ビル102号
債務者　伊藤のり子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６４号
名古屋市中村区烏森町４丁目14番地　名幸マンション301号
債務者　筒井　博文
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０７号
名古屋市緑区ほら貝１丁目３番地　第一螺貝ビル502号
債務者　石川真由美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２号
神戸市灘区水道筋２丁目17番地　Ｋパラッツオ205
債務者　河本久美子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３号
神戸市兵庫区島上町１丁目３番15―708号
三輪裕二方、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―3609号
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３号
神戸市兵庫区湊川町３丁目１番６号藤原文化２Ｆ、従前の住所神戸市兵庫区下沢通５丁目３番２―301号
債務者　天野　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１号
神戸市長田区重池町２丁目３番５―4303号
福壽広子方、住民票上の住所神戸市兵庫区山王町２丁目４番23号
債務者　池崎あずさ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地45棟508号
債務者　榊原セイジこと　ＳＡＫＡＫＩＢＡＲＡ　ＳＥＩＪＩ
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６号
愛知県春日井市西本町１丁目６番地15
債務者　松原　智幸
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
宮城県登米市米山町中津山字羽場49番地３
債務者　小野寺達也
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１０号
宮城県登米市迫町佐沼字東佐沼30番地１　サンホームズアベＣ号室
債務者　菅原　　賢
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３４号
広島県福山市神辺町字道上1123番地２
債務者　谷岡　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４３号
広島県福山市旭町３番16―101号、旧住所広島県福山市昭和町１番13号　多幸半
債務者　池田　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１号
福島県いわき市内郷宮町代30番地　市営住宅281
債務者　綱川　弘隆
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部